

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さまの診療情報を取得・活用することにより、

質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

当院が患者様からお預かりした受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報は、適切に管理・活用して診察いたします。

国が定めた診療報酬算定要件医従い、令和6年6月1日より下表のとおり診療報酬点数を算定いたします。

区分	マイナ保険証利用時に情報取得同意	点数
初診（月に1回）	する	1点
	しない	3点
再診（3月に1回）	する	1点
	しない	3点

◎上記にかかわらず他の保健医療機関からの紹介状をお持ちの方は、診療報酬点数が1点となります。

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力を

お願いいたします。